

令和8年度かごしまDX推進コーディネーター事業業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度かごしまDX推進コーディネーター事業業務委託

2 履行期限

令和9年3月31日

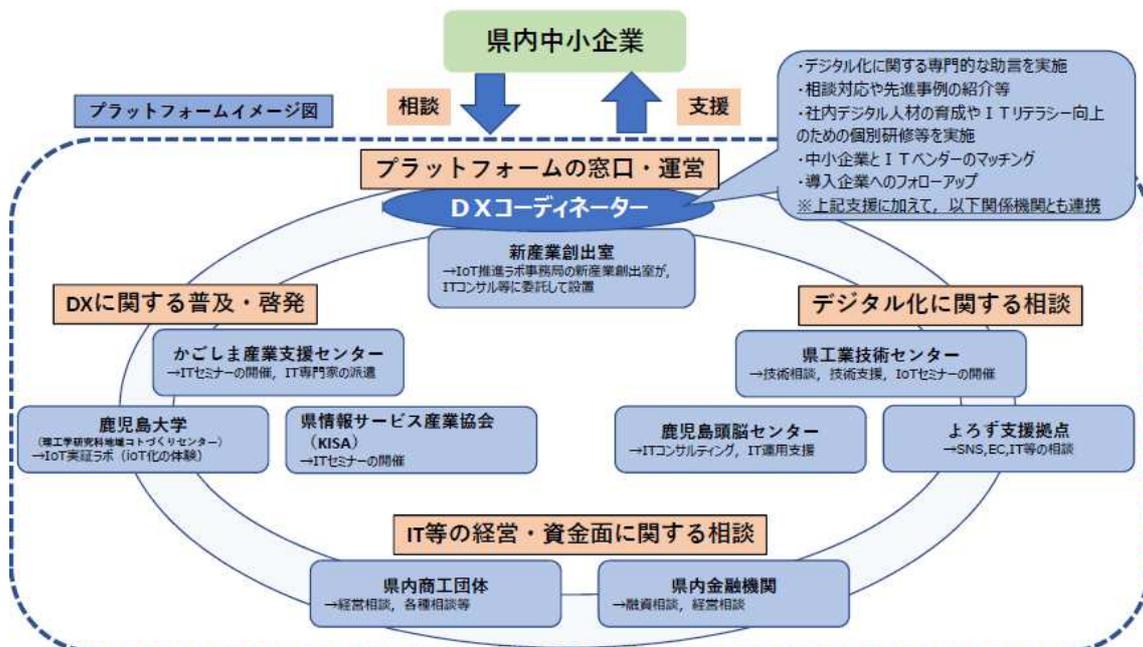
3 事業の目的

物価高騰等による事業環境変化への対応に加え、企業の成長を促進するためには、デジタル技術の導入による生産性向上や省力化等により、DXを推進することが重要である。

DXの推進については、多くの企業が未着手や散発的な実施に留まっていることから、企業がDXを入門から体系的に取り組める支援体制の構築や各フェーズに応じた支援が必要であるとともに、社内のDXを牽引する人材の確保・育成が求められている。

このため、県内中小企業がDXに向けた取組を着実に実施できるよう、産業支援機関や商工団体等と連携したDX支援プラットフォームを形成し、DXコーディネーターを中心として、DXに関する普及啓発や専門的な助言、個別研修等の実施やデジタル技術導入に係る費用の補助等、県内中小企業の実情に合わせた幅広い支援を実施する。

4 中小企業DX支援プラットフォームのイメージ



5 業務内容

(1) 自主セミナーの企画・運営

- ア 全業種を対象とした経営者層向けに、DXの必要性や実施方法、先進事例の紹介等、DXの取組への動機付けになる内容のセミナーを3回程度開催すること。(参加者数計90名程度)
- イ セミナーは現地開催とし、オンラインでの参加も受け付けること。
- ウ 鹿児島市内の開催場所については、原則として、鹿児島県庁18階かごゆいテラスを活用すること。
- エ セミナー後はアンケートを実施すること。

(2) 中小企業DX支援プラットフォームの相談窓口の設置・個別支援等

- ア 県内中小企業からのDXの相談に対する解決策の提案や助言等ができるDXコーディネーターを1名以上配置すること。
- イ DXコーディネーターはAI・IoT等のデジタル技術に精通し、中小企業支援の実績を豊富に有するものであること。
- ウ オンライン上で相談の受付ができる相談フォームを作成すること。
- エ 相談内容はオンラインで受付を行い、相談者と日程調整(土、日及び祝日も含む)の上、対面、メール、電話及びオンライン会議等で相談対応を実施すること。
- オ 商工会議所、商工会等の支援機関において、出張相談会を実施し、県内全域の事業者に対して相談対応を行うこと。
- カ 相談対応の実績をデータで記録し、月に1回は県に報告すること。
- キ 個別支援については、以下のような内容を想定している。

(ア) 県内中小企業等への個別支援

- a DXコーディネーターが相談のあった県内中小企業等を訪問し、DXに向けた現場指導や業務改善、必要なITツール等のアドバイスを実施すること。また、状況に応じて中小企業とITベンダーのマッチング及び、各種支援制度の紹介を行うこと。(必要に応じてオンラインでの対応を可とする。)
- b 想定件数として1か月あたり延べ3件程度行うこと。

(イ) DX推進に向けた社内体制を構築するための研修の実施

- a 相談があった県内中小企業等が抱えている現状や課題を分析・認識し、DXに不可欠な社内デジタル人材の育成やITリテラシー向上等、DX推進に向けた社内体制を構築するための研修を実施すること。
- b 研修は、座学と実習を組み合わせたカリキュラムとし、3回程度実施すること。カリキュラムは、グループワークなどにより、受講者間での意見交換やブラッシュアップができることが望ましい。
- c 県内中小企業のDX進捗状況に応じて柔軟な研修内容を実施すること。
- d 想定件数は2社程度とする。
- e 研修内容をデータで記録し、適宜、県に報告すること。

(3) 県内関係機関との連携

- ア 「中小企業DX支援プラットフォーム」形成団体を含む県内関係機関を訪問して意見交換を実施すること。(必要に応じてオンラインでの対応を可とする。)
- イ (2)と連動した上で、相談内容に応じて、IT支援事業や経営相談等を実施する県内関係機関を紹介すること。
- ウ 県内関係機関が持つWebやメールマガジン等を可能な範囲で活用し、本事業を広くPRすること。
- エ 県内関係機関が実施するセミナー等において、DXの普及啓発に係る講演等を実施し、県内中小企業等のDXに向けた機運醸成を図るとともに、後述の相談窓口や補助金での支援につながる企業の掘り起こしを行うこと。なお、セミナー等の開催情報の収集や、調整は受託事業者において行うこと。
- オ 実施した内容や調査についてデータで記録し、適宜、県に報告すること。

(4) 他DX関連事業との連携

- ア (1)のセミナーにおいて、「かごしま中小企業DX推進事業」(以下補助金事業)事務局と連携し、補助金事業の説明を行う内容を取り入れること。
(3回以上)
- イ 令和7年度に補助金事業を活用した事業者(5者程度)の事例を紹介する記事等を作成し、WEBサイトへの掲載や配布等によりDXの普及啓発を図ること。なお、県が行う事業者の選定に協力すること
- ウ (2)の相談窓口については、過年度に補助金を活用した事業者を訪問し、デジタル技術導入後に生じた課題等を掘り起こして対応を行ったものも相談対応件数としてカウントする。なお、実施に当たっては、事前に県に相談を行うこと。
- エ 後述の(6)において、「中小企業DX推進人材育成支援事業」の受講者等の積極的な参加を促すとともに、必要に応じて、事務局と連携を図ること。

(5) DXモデル事例の創出に向けた取組

県内企業においては、DXが本来意図する「デジタル技術を活用したビジネスモデルや製品・サービスの変革」まで視野に入れる事業者は少数であることから、DXモデル事例を創出し、DXの実現に向けて取り組む企業を増やしていく必要がある。

そのため、県内事業者10社程度(これまでの支援先等)を対象に、DXの取組方針等を調査するとともに、取組意欲の高い事業者の掘り起こしを行うこと。その内、事業者の求めに応じ3社程度に対し、課題抽出から取組の方針策定までを実施すること。なお、訪問先事業者は県と協議の上選定することとし、必要に応じてオンラインでの対応も可能とする。

(6) DXコミュニティの形成・運営

ア 県内中小企業のDX推進に向け、県内中小企業や人材育成事業の受講者等が相互につながり、DXによる課題解決や新たな取組の創出につなげることを目的としたDXコミュニティを形成し、運営すること。

イ 3回程度の事業者間の交流イベント等を企画すること。

ウ 開催場所が必要な際は、原則、県庁18階かごゆいテラスを使用すること。

エ DXコミュニティの活動内容や参加状況についてデータで記録し、適宜、県に報告すること。

(7) 専用WEBサイトの運営

ア 既存のドメインを引き継いで専用WEBサイトの運営を行うこと。

イ 専用WEBサイトは次の機能を有するものとする。

(ア) 当事業の実施内容に係る情報発信

(イ) (2)の相談窓口の設置及び相談の受付

(ウ) 補助金事業の実施内容に係る情報発信

(エ) 当事業及び補助金事業における活用事例の掲載

(オ) その他、県内中小企業のDXに向けた取組の促進に資する情報発信

ウ 県内中小企業のデジタル化やDXの取組促進に向けた機運醸成に資するよう、WEBサイト閲覧者の増加等のための取組を積極的に行うこと。

エ 専用WEBサイトの運営に当たっては、事前に県と相談すること。

オ 専用WEBサイトに掲載されている情報は、必要に応じ適時更新を行うこと。

カ 事業終了後に専用WEBサイトを閉鎖する場合は、旧ドメイン運用停止後、第三者に不正に取得されないよう、旧ドメインを一定期間(一年以上)保持し、後継となるサイトへ転送を行うなど、旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすこと。

(8) その他

ア かごゆいテラスの活用

業務の実施に当たっては、鹿児島県庁18階かごゆいテラスを活用した各種事業との連携を図ること

イ チラシの作成

セミナー及び相談窓口を周知するチラシを作成し、関係機関へ配布すること。(5,000枚程度)

ウ 効果的な情報発信

メディアを活用する等、本事業の周知や支援後の県内中小企業の実績等を可能な限り効果的な方法で広く情報発信すること。

エ 業務実施体制の構築

災害や感染症の流行等により活動が制限されることを想定し、DXコーディネーターが県内で本業務を実施できる体制を構築すること。

6 実績報告

受託者は、本事業の完了後速やかに、業務の成果を記録した実績報告書（様式は任意）を作成し、以下のとおり県に提出すること。

なお、作成する実績報告書等は、セミナーやDXコーディネーターによる中小企業訪問の様子等を撮影した写真を充実させるなど、工夫をすること。

(1) 提出成果物

ア 実績報告書（A4版・データ版）：各1部

イ その他県が指示したもの：一式

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(3) 提出先

商工労働水産部産業立地課 新産業創出室新産業創出係

7 追加提案

本県の中小企業DXの推進に資すると判断できる追加提案があれば、5の業務内容を確実に履行することを条件に、積極的に提案すること。なお、追加提案で発生する費用については、本事業の委託料の範囲内で実施することは可とする。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。

(2) 企画提案された計画に基づき事業を実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上、実施すること。

(3) 災害や感染症の流行等により、県が指示した場合は、事業の停止又は事業内容の見直しをすること。

9 著作権等

(1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

(2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

(3) 県は、本業務により作成された成果物を本事業の実施、広報、成果報告及びこれに関連する施策への活用のために利用する。

10 機密保持等

(1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。

(2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

この項目について受託者は、前記2の履行期間の終了後においても同様とする。

11 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。